第二十四号書式　（平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正）

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による弔慰金裁定証明書

公務員　（　氏　名　）

扶助料請求者

公務員との続柄

（　氏　名　）

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第　　号（　　年　　月　　日付け）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

記

公務員との続柄　（　氏　名　）

年　月　日

厚生労働大臣　印

備考　弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。